

## 福岡地方裁判所委員会（第25回）議事概要

### 1 開催日時

平成22年7月14日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

福岡地方裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長，藤井亮子副委員長，井上裕之委員，上野茂伸委員，瓦林達比古委員，岸秀光委員，作間功委員，新開玉子委員，谷口真紀委員，中芝督人委員，林優委員，松下潔委員（委員は五十音順）

（ゲストスピーカー）

小林孝行労働審判員

（福岡地方裁判所）

小田島靖人裁判官，河副晋一事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

黒岩康彦総務課長，惠本学総務課専門官

### 4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所，●：ゲストスピーカー）

#### (1) 労働審判制度について

（小田島裁判官から別紙に基づき制度の概要説明，小林労働審判員から感想・意見）

#### (2) 意見交換

- 労働審判制度とADR（裁判外紛争解決）との関係は，どのように整理されるのか。
- 労働紛争に関するADRには労働局における相談などがある。労働紛争を解決するための手続を総体として効率的に運用するためには，労働審判制度とADRとの間の役割分担や連携が重要となるだろう。これらについては今後の課題である。
- 労働審判制度とADRとの役割分担や連携について整理することは有意義である。このような整理は，医療紛争に関するADRと訴訟との関係でも役に立つ。
- △ 労働審判制度を利用したいと思っても，弁護士に代理人を依頼するためには費用を要することから，利用を躊躇するといったことはないのか。
- ◎ 法テラスでは，資力要件を満たす方について弁護士費用を援助しているが，援助を受けた方が勝訴した場合は，生活保護を受けている方などを除いて，全額その費用を一時に回収することになる。この制度に対しては不満の声もあるところであり，検討課題であると考えている。
- ある企業において同種の労働紛争が繰り返されるような場合，その企業の体質を改めないと紛争の抜本的な解決にはならないとの意見がある。
- 企業の対応として不十分と思われるところもあるが，司法の立ち入るとこ

ろではないと思われる。

- 労働審判制度の目的はあくまでも個別具体的な労働紛争の解決にあるから、企業の体質を改めるといったことを労働審判手続に求めることは困難である。
- ◎ 支部への労働審判制度の導入が困難な理由の一つとして労働審判員の確保が困難であることが上げられているが、実態はどうなのか。
- 現役の方は本来業務があるので、労働審判員を受任してもらうのは難しく、どうしてもOBの方に頼らざるを得ないが、その確保は容易ではない。
- 労働側の労働審判員についても同様である。

### (3) 利用者アンケートについて

(福岡地裁において過去に取り組んだ利用者アンケートの実施状況や庶務が示したアンケート項目のたたき台の趣旨を黒岩総務課長から説明)

### (4) 意見交換

- ◎ たたき台では、用務先の場所がすぐにわかったかどうかを尋ねた上で、すぐにはわからなかった方に対してどのようにして用務先を訪ねたかを尋ねているが、どのようにして用務先を訪ねたかをまず確認するほうがよいのではないか。
- 裁判所の利用者は目的を持って来庁しているのだから、用務先の場所といったことは、職員に尋ねるなどしてすぐにわかるのではないだろうか。  
むしろ、裁判所で扱っている事件は、著名な事件ばかりでなく、市民にとって簡易で身近なものも含まれているということを広く知ってもらうことが重要なのではないか。フリーペーパーに載せるなどの広報活動を行ってはどうか。
- かつて司法記者として勤務していたころ、福岡地裁内の記者室で裁判所の来庁者から用務先の場所を尋ねられることがあったが、いまだに裁判所庁舎内の案内に関する議論が続いていることに驚いた。  
また、本日の委員会に出席するために昼休みの時間帯に来庁したが、その時には、総合案内のブースに誰もおらず、サービスの視点からいかがかなと思った。
- 利用者アンケートを実施するよりも、接遇研修を実施する方が効果的なのではないか。
- ◎ 裁判員裁判の開始に伴って接遇研修を実施するなどしており、職員の接遇意識は変わってきた。裁判員等のアンケートにおいても、概ね好印象の評価をいただいている。
- ◎ 用務先での職員の応対や説明について尋ねる項目については、単に「職員」ということではなく、「裁判官・調停委員・職員」といったように質問の対象を区別して明示してほしい。
- ◎ 事件の当事者がアンケートに回答する場合、訴訟の結果などに不満を持たれている方は、訴訟の結果等に対する感想と裁判官の応対や説明に対する感想とを区別するのは難しくなる。
- ◎ 事件の中身に踏み込んだ質問はできないが、弁護士会でも、会員を対象として、アンケートを実施したり、苦情相談窓口を設けたりしている。
- △ 裁判員裁判の実施に伴って職員の接遇意識は変わってきたと思うが、もっ

と変わってほしい。裁判所を訪れる人が抱えている不安や不満の声を聴くだけでもアンケートを実施することは有意義だと思う。消費者目線のアンケート項目を設けることは良いことだと思われる。

- アンケートの実施に賛成である。裁判員裁判が始まって裁判所がどのように変化したのかを検証することには意義がある。
- 裁判官や調停委員を対象とする項目を設けることについては、回答者の感想は事件の勝敗と密接に絡み得るし、折角回答をもらっても、前提事実を確認することもできず活用できないおそれがある。特定の裁判官や調停委員に問題があるのであれば、アンケートによらずとも個別に対応することは可能である。
- 回答者の属性を尋ねる項目には職業もあつたほうが良い。
- 意見を踏まえて、以下のとおりアンケートを実施することにしたいが、いかがか。

アンケートの項目については、たたき台に次の修正を加える。

- ・ まず、どのようにして用務先を訪ねたかを最初に確認する
- ・ 回答者の属性には職業を加える
- ・ 裁判官、調停委員との文言は加えず、「職員」のままとする

アンケートの実施期間は3か月とし、その結果を次回の委員会において報告する。

△○○ 特段の反対意見なし

(5) 次回委員会（第26回）の予定

ア 日時

12月7日（火）午後1時30分

イ テーマ

- (ア) 利用者アンケートに関する報告
- (イ) 裁判員裁判について

(別紙)

労働審判制度の概要説明 (H22. 7. 14地裁委員会)

福岡地裁第5民事部裁判官 小田島靖人

1 労働審判制度制定の経緯

バブル崩壊後の個別労働関係民事紛争の増加

司法制度改革 民事調停の特別類型, 専門的な知識経験を有する者の関与  
平成18年4月1日施行

2 労働審判手続の概要

(1) 労働審判委員会

裁判官(労働審判官), 労働審判員2名(労使各1名)で構成

(2) 期日 原則3回以内の期日, 第1回期日は申立てから40日以内

(3) 審理 争点整理, 事実の調査(口頭主義)

(4) 調停 随時調停を試みる。

(5) 審判 当事者の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決  
確定すれば裁判上の和解と同一の効力

(6) 異議 異議があれば訴訟手続に移行

3 福岡地裁での処理体制, 事件数, 処理状況

(1) 福岡地裁(本庁)での運用状況

裁判官4名(労働集中部), 労働審判員50名(労使各25名)

本年4月にそれぞれ増員

期日指定方法, 時間, 審理方法等についての工夫

第1回中心主義, ファイル方式, 当事者のプレゼンテーション

第2回以降は1週間から10日後に指定

(2) 事件数は毎年倍増

H18・29件, H19・66件, H20・121件, H21・208件  
東京, 大阪, 名古屋, 横浜に次ぐ事件数。

今年は7/12現在で本庁85件, 小倉支部14件でやや落ち着いている。

(3) 処理状況

6割以上が調停成立

審判がなされたもののうち4割近くが確定(解決率8割以上)

申立てから終局まで約57日間(全国平均74日間)

4 課題, 展望

(1) 複雑困難な事件(セクハラ・パワハラ, 労災, 内定取消等)への対応

(2) 本人申立の増加(弁護士代理の原則)

(3) 支部への展開 本年4月から小倉支部でも開始

(4) 一般民事訴訟への応用